

令和3年度 障害者活躍推進計画の取組方針

1. 雇用率

現在、本市は障がい者の法定雇用率を達成していますが、令和3年6月には法定雇用率が2.6%に引き上げられる予定となっており、現状のままでは法定雇用率を下回るとなる見込みです。

令和3年度職員採用試験においても、引き続き、事務職員（身体障がい者）の募集を行い、法定雇用率の達成を目指します。

2. 定着

令和2年度に実施したアンケートの結果、職場の理解・配慮を「大いに感じる」「感じる」と回答した職員の割合は、88.9%でした。

希望する職員から回答を得た、職場に配慮してもらいたい内容について、各職場の所属長と情報共有することで、職場の配慮不足に起因する不本意な離職者を発生させないように取り組みます。

3. 満足度

職員が誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、障がいの種類や程度に配慮して業務の実施にあたります。

障がいの有無に関わらず研修等が受けられる環境を整え、職員のキャリア形成を支援します。

また、障がいの有無に関わらず、全ての職員が働きやすい職場となるよう職場環境の改善に取り組みます。